



2025年10月27日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 田中 遼
電話 03-6427-7380 (代表)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、下記の各種請求を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 訴訟を提起した裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 東京地方裁判所
 - (2) 訴訟提起日 2025年10月27日
- 2 訴訟を提起した相手方
 - (1) 原告
株式会社クシム
 - (2) 被告
株式会社ネクスグループ
株式会社ネクスデジタルグループ (旧：株式会社ZEDホールディングス。以下、「ZEDHDといいます」)
- 3 訴訟の内容
(株式譲渡の有用性について)
当社が、ZEDHDの株式を有する株主であることを確認する。

(新株発行について)
ZEDHDが、2025年8月7日から同年8月8日までの間になした新株発行が無効であることを確認する。

(新株予約権発行について)
ZEDHDが、2024年10月30日に発行した新株予約権が不存在であることを確認する。

4 訴訟の経緯

当社の2025年2月3日時点の経営陣は、同日付け適時開示「代物弁済に伴う連結子会社の異動(株式譲渡)および個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」において、当社子会社のZEDHD及びその配下の全事業子会社（株式会社Zaif・チューリングラム株式会社・Digital Credence Technologies Ltd.・株式会社クシムソフト）の株式を取締役会決議をもって、代物弁済した旨を開示しました。

しかしながら、当社としては、株式譲渡の有効性を争うべく、訴訟提起することとしました。

また、この株式譲渡が違法無効である場合、ネクスグループに株式譲渡を移転したことを前提としたZEDHDの新株発行についても無効になると考えられます。また、当社は、2024年10月30日に発行した新株予約権の発行についても有効性を争うべく、2025年8月19日付「議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て及び新株発行無効等の訴えの提起のお知らせ」のとおり、当社は、既に大阪地方裁判所で新株発行、新株予約権の無効等の訴訟を提起していました。

もっとも、(i)新株発行等をした会社であるZEDHDの本店所在地が東京に移転したため東京地方裁判所で審理しなければならないこと、(ii)大阪地方裁判所において訴訟提起したばかりであること、(iii)新株発行の有効性については本件譲渡の有効性が問題となるためこれらを一体として審理した方が手続として円滑であることから、一旦、大阪地方裁判所に対して提起した訴訟を取り下げるとともに、改めて、東京地方裁判所で訴えを提起し直すことにしました。

5 今後の見通し

訴訟に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6 業績に与える影響について

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

以 上